

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月18日

寒川町長 木村俊雄

寒川町規則第21号

寒川町臨時職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

寒川町臨時職員の給与等に関する規則(昭和55年寒川町規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 女性の臨時職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。